

内閣参質第一号

昭和二十三年四月十五日

内閣總理大臣 岸 信介

参議院議長 松野鶴平殿

参議院議員青山正一君提出被接收者救濟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出被接収者救済に関する質問に対する答弁書

一、民有財産については常に軍の必要度を調査し、遊休と認められるものについては、米側に強力に折衝して優先的に返還するよう処置している。

返還不可能の施設については、所有者の要望あるものについて諸種の事情を勘案して逐次買収を実施している。

代替地については、所有者の要望があれば、関係行政機関等にあつ旋を依頼する等の措置を講じている。

二、横浜米油株式会社の代替地あつ旋の要望については、横浜調達局において関東財務局、横浜市または東京都港湾局等に引き続き適地の検討を依頼しているが、希望どおりの土地が見当らず今日に至つてはるが、最近米軍の撤退状況等にかんがみ、軍側に対しこれが返還について再考慮するよう強力に要請するとともに、会社申入の代替地のあつ旋についても今後とも十分努力する所存である。